

認定こども園 高千穂 運営規程

(施設の名称等)

第1条 大和学園が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 認定こども園 高千穂
- (2) 所在地 霧島市牧園町高千穂 3864-7 番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 認定こども園 高千穂（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎培うものとしての満3歳未満以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- 2 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その教育と福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、教育・保育に関する専門有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、社会の期待や願いに応えられるよう創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
- 5 当園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行うものとする。
- 6 当園は、「鹿児島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鹿児島県条例第54号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(学級の編制)

第3条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとする。

- 2 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。

(利用定員)

第4条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下「1号認定子ども」という。） 67名
- (3) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。

以下「2号認定子ども」という。) 13名

- (4) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする満3歳未満の子ども。

以下「3号認定子ども」という。)のうち、1、2歳の子ども 18名

- (5) 3号認定子どものうち、0歳の子ども 3名

(提供する教育・保育等の内容)

第5条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、次に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(第11条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。)
- (2) 送迎
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て支援事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 一時預かり事業
- (7) その他教育・保育に係る行事等

(保護者に対する子育て支援の内容に関する事項)

第6条 前条に規定する子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成18年9月7日文部科学省・厚生労働省令第3号)第2条各項のとおりとする。

(延長保育)

第7条 当園は、保育標準時間認定子どもについては18時から19時まで、保育短時間認定子どもについては7時から8時までと17時から19時まで、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

(一時預かり事業)

第8条 当園は、9時から17時まで、保護者が、病気や出産、家族の看護などで緊急に保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りでない。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第9条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

- (1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。

- (2) 副園長(教頭) 1名

副園長(教頭)は、利用乳幼児を全体的に把握し、園長を補佐する。

- (3) 主幹保育教諭 1名

主幹保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。

- (4) 保育教諭 7名

保育教諭は、教育・保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- (6) 調理員 1名

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(学期)

第10条 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで

- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育の提供を行う時間)

第11条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)

9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

- (3) 教育標準時間(5.5時間)

10時から15時30分までを標準とする。

(教育・保育の提供を行う日及び行わない日)

第12条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 当園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日

- (2) 年末年始(12月29日から1月3日)

- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

3 次の期間及び日においては、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。

- (1) 夏季休業 7月20日から8月31日まで

- (2) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

- (3) 春季休業 3月25日から4月5日まで

- (4) 土曜日

4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前2項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

(入園に関する事項)

第13条 当園に入園するときは、当園が定める所定の手続きを要する。

2 1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、当園の建学の精神に基づき選考を行う。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、霧島市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。

(休園、退園、転園に関する事項)

第14条 休園、退園もしくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第15条 当園は、次の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

2 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(保護者から受領する利用者負担額その他費用の種類、支払を求める理由及びその額)

第16条 霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年霧島市条例第47号。以下「市条例」という。)第13条第1項の規定により、利用する子どもの居住する市町村が定める利用者負担額の支払いを保護者から受けるものとする。

2 市条例第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、次の表に掲げる費用を徴収する。

費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期
施設整備維持費	1,000円(月額)	施設の維持管理の為	入園月の翌月末
教育標準時間拡充費 (1号認定のみ)	2,000円(月額)	職員配置のため	入園月の翌月末

3 市条例第13条第4項の規定により、次の表に掲げる実費を徴収する。(税込)

費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期
カラー帽子 (1歳児クラス以上)	845円	クラス分けの為	入園月の翌月末
給食費(1号認定)	3,000円(月額)	食事提供の為	入園月の翌月末
主食費(2号認定)	1,000円(月額)	主食提供の為	入園月の翌月末
通園バス利用代 (2歳児以上) *月~金 *バス利用は事前申請です	3,000円(月額) 200円(単発)	運行に関わる 人件費及び費用	入園月の翌月末

体操服代 (2歳児クラス以上)	6,583円	半袖・長袖・ 短パン(3点)	指定のものを各 自分で購入
シール帳 (2歳児クラス以上)	220円	出欠席確認の為	入園月の翌月末
鍵盤ハーモニカ代 (3歳児クラス以上)	5,900円	音楽指導の為	入園月の翌月末
吹き口(ホース)代 (3歳児クラス以上)	420円	音楽指導の為	入園月の翌月末
そろばん代 (4歳児以上)	850円	算数指導の為	入園月の翌月末
春遠足・秋遠足・卒園遠足等 行事に関わる費用代	その都度実費	観光バス、施設入 場料等の経費の為	行事実施月の翌 月末

4 延長保育(預かり保育)の料金は、

■ 1号認定→月額5,000円もしくは、

→1日 300円

■ 2, 3号認定→月額3,000円もしくは、

→1日 200円

*ただし延長保育(預かり保育)対象の時間帯は(月～土)

■ 1号認定の子は、 7時～8時と

16時30分～19時までとする。

■ 2, 3号認定の保育短時間の子は、 7時～8時と

17時00分～19時までとする。

■ 2, 3号認定の保育標準時間の子は、18時～19時までとする。

5 一時預かり保育(一般型)の料金は、

・ 1回 2,500円とする(給食、おやつ含む)

・ 月曜日～土曜日まで対応する。

6 一時預かり保育(幼稚園型)の料金(給食費込み)は、

・ 夏季休業期間は、8,000円(月～金)

・ 冬季休業期間は、3,000円(月～金)

・ 春季休業期間は、3,000円(月～金)

・ 土曜日は、1回あたり1,000円とする。

*バス利用の場合の料金は別途とする。

*ただし1号認定の子が対象とする。

(緊急時における対応方法)

第17条 当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は子どもの主治医に連絡する等、必要

な措置を講じるものとする。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、霧島市、子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 18 条 当園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び第 4 項において「計画等」という。）を作成することとする。

- 2 当園は、計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めることとする。
- 3 当園は、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
- 4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 19 条 当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 20 条 当園は、教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 市条例第 19 条に規定する支給認定を行った市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(要望・苦情等について)

第 21 条 当園は、本園への要望等に対し、適切な対応と迅速な解決をめざし、利用者の理解と満足感を高め、利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者が保育サービスを適切に利用することができるよう支援するものとする。

(秘密の保持について)

第 22 条 当園は個人情報保護法その他に関する法令等を遵守し、管理責任者のもとで、適切に個人情報を管理することとする。

など

附 則

この園則は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。